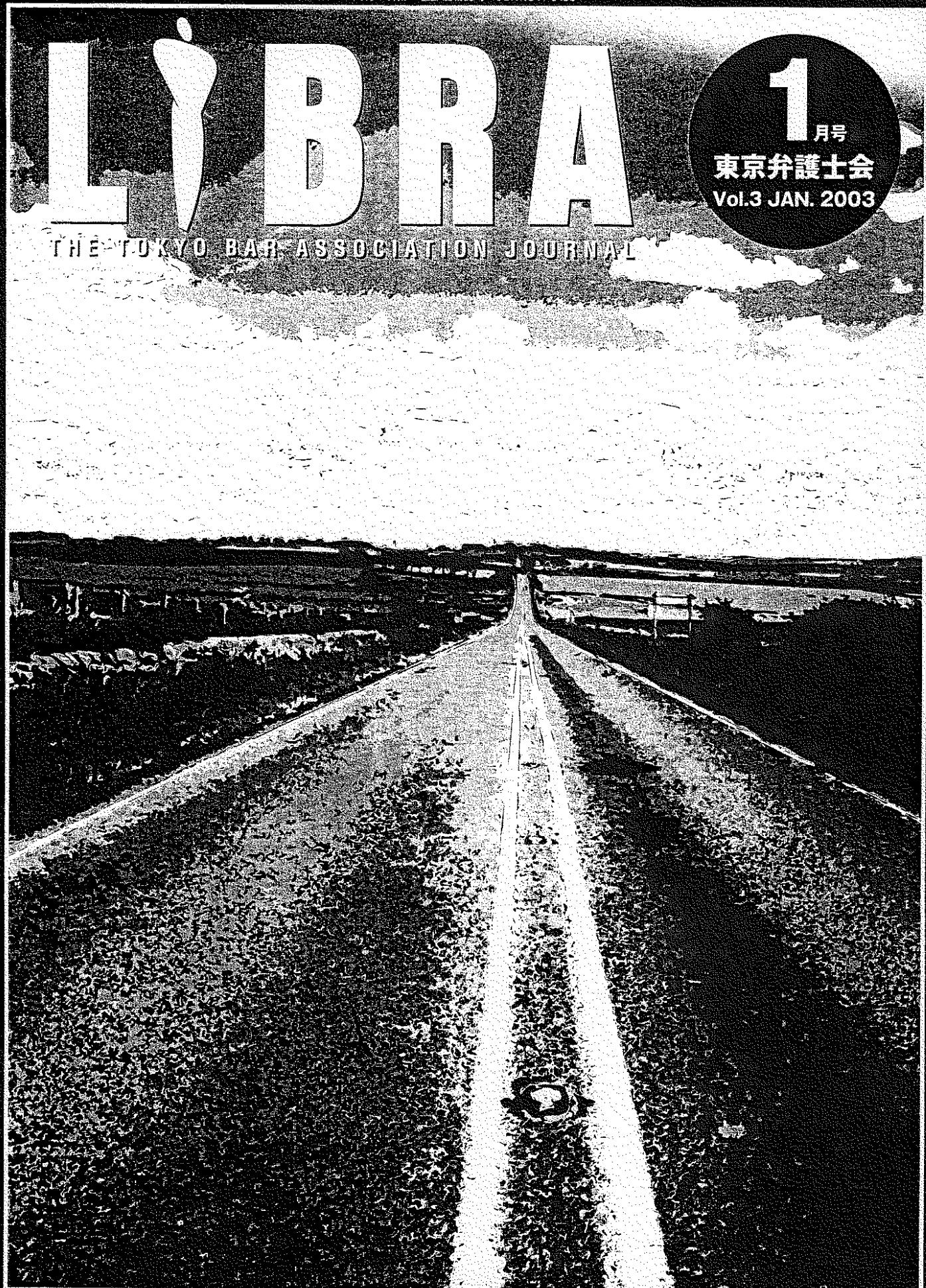


2003年1月1日発行(毎月1回1日発行) 第3巻第1号(通巻333号) 昭和51年3月17日第三種郵便物認可 ISSN 1341-9498



特集 未来をになう法教育

# 特集

## 未来をになう



「法教育」という言葉がようやくポピュラーになってきた。

法教育の眼目が、いわゆる法学教育とは別の次元で法システムと社会のかかわりを学び、日常生活の中でだれもが直面する法的問題を解明し、これに対処するための視点を養うことだとすれば、その重要性は、さまざまな情報が満ちあふれている現代社会、裁判員制度の導入その他市民の司法参加が実現しつつある今日において、なおさら大きなものとなっている。

もちろん、こういった教育の機会は、どの世代の市民にも保障されなければならないが、自分たちが置かれた法的状況を自覚し、自律的に法社会を生き抜いていくための知識と素養は、実社会にはばたく以前の中学生や高校生のときから身につけておくことがいっそう望ましい。

この特集は、教育現場からの声、弁護士会の取り組みなどを紹介することによって、身近なところから法教育の今日的意義を考えていただく素材を提供しようとするものである。

### 教育現場からの声

都立府中高校 鈴木辰郎 教諭に聞く

#### 消費者教育、法教育に「学びの楽しさ」を

社会科教師として法教育、消費者教育に豊富な経験を持ち、家庭科教科書の執筆にも携わっている都立府中高校の鈴木辰郎教諭を取り材し、自身の指導方針や、高校生に実社会の法律問題を教えての手応えなどについて話を聞いた。

##### 楽しみながら学ぶための実験的な試み

「今日の学歴社会では、高校における教育も、受験を念頭においたものになりがちで、どうしても教科書的な知識を覚えたり、教師がたくさん知識を詰め込んだりする勉強が多くなっています。センター試験などに対応するためには、やむを得ない面もあるのですが、これだけでは、生徒たちはいざ実社会に出てからさまざまなもの問題に対処していくことができないし、何といってもせっかく勉強してもちっとも楽しくないと思ってしまうのです。私は、学ぶことの楽しさを、生徒た

ちにもっと気付かせてあげたいと常日頃から考えていました」。鈴木教諭は穏やかに語る。

実際に鈴木教諭は、生徒たちが楽しみながらもっと主体的に学習に取り組むことができないものかと考え、都立新宿高校に赴任していた当時、1年生の「現代社会」の授業の中で、ある実験的な試みをされたという。

その試みとは、クラスのグループごとに文字どおり自由に研究テーマを設定させ、校外に出て、調査研究を行なわせるというもの。そして、生徒たちは自分たちの研究成果を教室に持ち帰り、自由な形式で発表・報告し合うというものだった。

## 大人顔負けの想像力・独創性を發揮

鈴木教諭も初めは、高校生には少し荷が重いかなと心配されたそうだが、意外や意外、生徒たちの報告には、放置自転車問題、食品添加物と健康、環境問題、冤罪の実態、コンクリート落下問題などなど、気になるテーマがずらりと並び、まさに現代社会の縮図の観を呈した。

生徒たちは、これらのテーマについて活発な取材や調査研究を行ない、積極的に情報を収集。迎える企業や官公庁もどうやらこういった取材を歓迎してくれたようで、生徒たちは、大人社会との接触を楽しみながら、実に生き生きと活動した。

調査結果の発表もしかし。生徒たちは、AV機器などを自在に使って、あたかもテレビ番組のようなドキュメンタリー風の発表をしたりして、他の生徒たちが飽きないような工夫をこなし、発表の面白さを競い合った。そういう成果が取りまとめられた報告書「私たちの『現代社会』」を見せていただいたが、オリジナルの図表や絵を盛り込んだ、バイタリティーあふれる出来映えには本当に驚かされた。

鈴木教諭は、「今の生徒たちには自分の進路を決めかね、『あるべき自分』を見失い、ナイーブに思い悩んでいる子も多いのですが、決して大人が思っているほど無気力、無関心ではありません。こうやってきっかけさえ与えてやれば、我々大人が足下にも及ばないような想像力や独創性を發揮してくれるのです。こういう自由研究

のプロセスの中で『学びの楽しさ』に気付いてくれた生徒もきっと多かったはずです」と、楽しそうに語った。

## 人間として生き抜くための法的素養を

多感な生徒たちは、まもなく大学に進学したり就職したりして実社会に巣立っていくことになる。否、それ以前の問題として、生徒たちは好むと好まざるとにかかわらず、すでに大量消費社会、情報過多の時代に組みこまれている一消費者なのである。1人の人間として生き抜いていくために、生徒たちにも実践的な法律知識、最低限の法的素養が求められるだろう。それを彼らに教えていくことこそ、法教育、消費者教育の使命である。しかし、その基本にあるのは、自分の生活設計を実り豊かなものにするため、「良質なものを選択し、悪質なものは排除していく」選別眼であり、これをいかに主体的に身につけていくかが重要だ。現代の学校教育がこの要請にどこまで応え得ているか…。鈴木教諭が心配するのもその点だ。

今年の春から、学校現場では、いわゆる「総合的な学習の時間」も導入されるが、鈴木教諭が取り組まれているような生き生きとした授業の中で、生徒たちが一人前の社会人としての素養をたくましく身につけ、同時に現代社会のシステムを学ぶことの楽しさに気付いてくれること。そこに、法教育、消費者教育の原点があるように認識させられた今回の取材であった。

(取材：大山勉、市川尚)

## 東弁の取り組み…“模擬裁判”

# 学校へ行こう

「僕でも弁護士になれますか？」の質問に「もちろん！」

広報委員会法教育部会では、学生、生徒、児童たちに司法制度や弁護士の仕事を知ってもらう機会を提供するため、「学校へ行こう」と題する模擬裁判の企画を積極的に実践している。今般、学校週5日制導入に伴い、各校からの申し込みが相次いでいる。

2002年11月16日、専修大学神田校舎法廷教室において、専修大学附属高校、専修大学松戸高校の合同で、

専修大学附属高校  
専修大学松戸高校  
合同模擬裁判



模擬裁判が行なわれた。

今回使用したシナリオは、実際にあった事件をもとに部会において作成したもので、「本丸デパート」のエレベーター内において「淀川茶々子」の手提げバックから「豊臣末吉」が財布を抜き取り窃取したという「東京駅窃盗事件」である。

## 事前指導

(10月16日：専修大学松戸高校、17日：専修大学附属高校)

生徒自身が練り上げ

立派な検察官、弁護人に成長

模擬裁判の指導は、事前指導と本番指導に分けて行なわれるが、今回の模擬裁判は、専修大学附属高校と専修大学松戸高校の合同で行なわれたので、事前指導も2校に分けて行なった。



事前指導

事前指導においては、裁判官役、検察官役、弁護人役を希望した生徒に刑事裁判手続の概要を一般的に説明した後、それぞれの配役に分かれて指導を行なった。

配役ごとの指導においては、生徒と質疑応答を繰り返しながらシナリオのポイントや尋問のヒントを与えていった。両校の生徒とも自発的、積極的な姿勢で模擬裁判に取り組み、事前にシナリオをしっかり読み込み、「淀川茶々子」の目撃証言の不自然な点、「豊臣末吉」の弁解の不自然な点などを具体的にとらえて理解しており、指導にあたった弁護士からの投げかけに対して的確に反応した。中には、本件のポイントの1つが「豊臣末吉」が事件発生直後に「淀川茶々子」の赤い財布を持っていたという「近接所持」であることを指摘し、弁護士をうならせる生徒もいたほどである。

検察官役、弁護人役の生徒に対しては、手続に関しては誘導尋問、誤導尋問に対する異議の出し方、異議に対する対処などの説明を行ない、シナリオ・事案の中身、尋問事項については、生徒に自分の頭で考えてもらうようにし、尋問のポイントなど若干のヒントを与えるにとどめている。検察官役、弁護人役の生徒は、弁護士からのアドバイスを受けて、模擬裁判当日までに生徒同士で打ち合わせを重ねて尋問事項を練り上げていくのである。熱心な生徒からは、指導担当の弁護士宛に、連日、電話やメール等で質問が入る。

好奇心旺盛な若い頭脳は、スポンジが水を吸い上げるように、弁護士からのアドバイスを吸収し、次第的に射た質問をするようになり、模擬裁判当日には、立派な検察官、弁護人に成長している。

指導を担当する弁護士にとって、事前指導から模擬裁判当日に至るまでの、こうした生徒とのやりとりとその成長の過程を目の当たりにするのが、なによりの喜びなのである。

## 模擬裁判当日

(11月16日：専修大学神田校舎法廷教室)

訴訟手続の枠を逸脱したとき、どこまで許すのか

このような尋問事項の検討を通じて、検察官役、弁護人役の生徒のモチベーションは、模擬裁判当日、最高潮に達する。特に、検察官役の生徒は、被告人役の教師をなんとか有罪にもちこもうと、あの手この手の工夫を凝らして本番を迎へ、本番直前の数日間は被告人「豊臣末吉」役の教師とは口もきかないほどの熱の入れようであった。

検察官役の生徒は、練りに練った尋問で被告人「豊臣末吉」役の教師（国語科）を攻めたてたが、弁護人役の生徒も、絶妙のタイミングで異議を述べて検察官役の尋問の機先を制し、被告人「豊臣末吉」役の教師は、検察官の質問に崩れることはなかった。

模擬裁判の成功は被告人役にかかっているといつても過言ではないが、今回「豊臣末吉」役の教師は、みごとに被告人を演じきって下さった。しかも、シナリオに記載されていない細かな事実関係についても詳細に調べ上げて尋問に備え（研修所の模擬裁判で被告人役を担当した私ならば「記録にありません」と答えて



逃げるところだが）、また、この日のために不精ヒゲをたくわえ、ジャージにスリッパという「拘置所ルック」で登場して、役作りに徹して下さった。

検察官役の善戦むなしく、結果は、傍聴席の生徒78人で構成される陪審員が無罪評決（有罪24、無罪54）を、裁判官役の生徒が全員一致で無罪判決を下し、弁護人側の勝利に終わった。

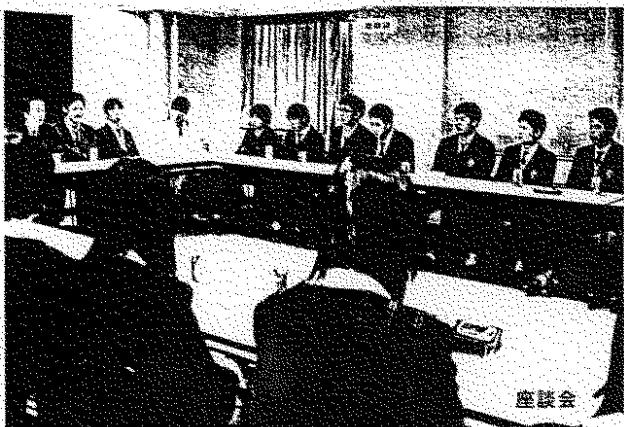
検察官役の生徒は、被告人の発言の矛盾点を明らかにするために、不自然な行動を「実演」（検証？）したい旨申し出たが、裁判所に「必要性なし」として却下される場面もあった。生徒たちの創意工夫が、刑事訴訟手続の枠を逸脱した場合、模擬裁判の場面でどこまで逸脱を許すかということは、模擬裁判指導において、いつも突きつけられる課題の1つである。

## 座談会

（模擬裁判終了後）

多岐にわたる辛辣な質問、返答に窮する場面も

いくつかのグループに分かれて、弁護士と生徒たち



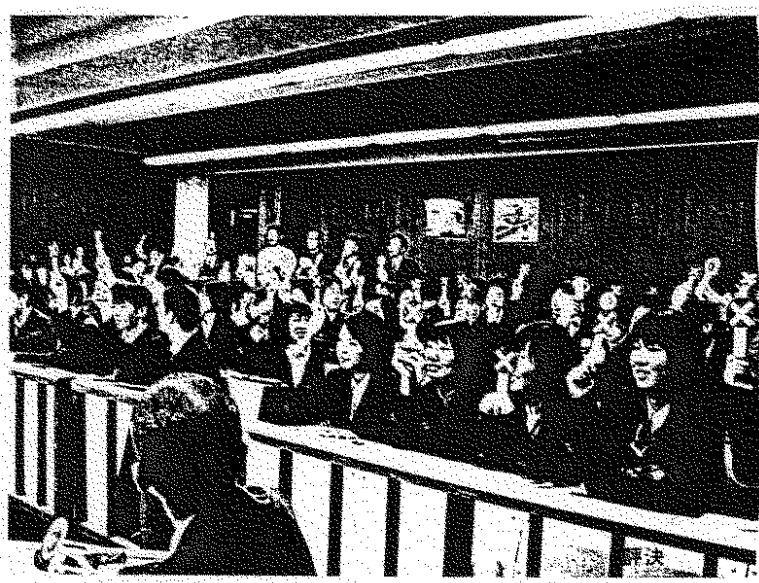
座談会

### 参加生徒はこう感じた —“模擬裁判”後のアンケートから

模擬裁判に参加した専修大学附属高校、専修大学松戸高校の生徒87人がアンケートに答えてくれた。そのうち40人が「法学部を希望しているので」を参加の動機にしている。その他は「裁判を見てみたいかったから」「おもしろそうだから」との回答がほとんどである。

「将来、法曹になりたいか」との問いには、33人が「なりたいと思う」と答えている。

法曹になりたい理由には、「法曹が一般の人から遠いといいうイメージを変えたい」「気軽に法律相談できるようにし



との座談会が行なわれた。座談会では、模擬裁判に関する質問にとどまらず、弁護士に対して生徒から活発な質問が投げかけられた。

「弁護士になろうと思ったきっかけは何か」「悪いことをした被告人を助けることに抵抗はないのか」という素朴な質問から、「無敵無敗の弁護士はいるのか」などという『行列のできる法律相談所』のキャッチフレーズを思い起こさせるような質問や、「弁護士に必要な資質とは何か」「社会正義の実現とは何か」「よりよい紛争解決とは何か」といった背筋を正さなければ答えられない質問、「弁護士の給料はいくらか」「忙しい弁護士は家庭生活と両立できるのか」などという答えに窮する辛辣な質問など、その内容は多岐にわたるものであった。

座談会終了後、1人の生徒が、「弁護士になりたいんですけど、僕でもなれますか」と恥ずかしそうに話しかけてきた。私は迷わず、「もちろん！」と答え、このようなやりとりを通じて、1人でも多くの生徒が、法曹界、弁護士、法学に興味を持ってほしいという思いを強くし、「学校へ行こう」の企画の存在意義をあらためて確認した次第である。

（会員 田中秀幸）

たい」「誤った逮捕をなくしたい」「責任のある、やりがいのある仕事だから」「社会に必要な、重要な職業だから」「興味があるから」など。

中には「かっこいいから」「楽しそうだから」というものもあった。模擬裁判が、学校の行事としてはユニークなものであり、そこに参加する楽しさが今後の法教育への興味に繋がれば、成果があがっているといえよう。

法曹になりたいと思わない理由としては、「感情的な性格だから合わない」「司法試験が難しいから」「人の人生に関わってしまうから」「大変そうだから」「身近でないから」「人を罰したくないから（裁判官）」「別の仕事をしたいから」というものだった。